

# 委託加工貿易による特殊輸入割当申請手続きフロー

## 改正のポイント

- 水産庁が事前確認（輸入確認）を行い、その後、経済産業省への申請が必要となります。
- 申請に際して、原料の商流に係る添付書類の経済産業省への提出は不要となります。
- また、既に使用原料確認票により確認されている原料を使用した輸入確認申請においては、原料商流に係るエビデンスの省略が可能となります。
- 水産庁への申請の際、輸入確認申請書及び使用原料確認票の提出が必要となります。
- また、経済産業省への申請の際、水産庁が確認した輸入確認書の提出が必要となります。

■改正後の申請手続きの流れは以下の通りとなります。

## 水産庁への申請手続き・審査

★水産庁加工流通課に以下の**輸入確認申請書**、**使用原料確認票**、添付書類を提出。  
第三者の加工証明書の写真、第三国での当該原料の到着、当該製品の出発を証する書類の写しが必要となります。

### 輸入確認申請書

- 確認項目の記載  
(商品名、輸入数量、原産地等。また、同一の原料で2回目以降の場合、使用原料確認票の確認番号及び輸入回数)

### 使用原料確認票

- 確認項目の記載(表面)  
(品目、原産地、Invoice番号、B/L番号、キロ数等)
- 原料使用履歴の記載(裏面)  
(今回原料使用量、原料在庫量等)

### 添付書類

#### 第三国での加工状況を証明

- ・委託加工貿易契約書の写し
- ・加工日報の写し
- ・**第三者の加工証明書の写し**
- ・**第三国での当該原料の到着、当該製品の出発を証する書類の写し**

#### 第三国から日本への貨物の動きを証明

- ・Invoiceの写し
- ・船荷証券(B/L)の写し

#### 原料の漁獲(生産)、流通状況を証明(\*)

- ・(日本産原料)日本産原料調達に係る書類及び生産者から輸出者までの原料の数量履歴
- ・(外国産原料)外国産原料の輸入、調達に係る書類及び原料の輸入者から輸出者までの数量履歴
- 日本から第三国への貨物の動きを証明(\*)**
  - ・Invoiceの写し
  - ・船荷証券(B/L)の写し
  - ・輸出許可通知書の写し

輸入  
確認  
書

水産庁で確認の上、申請者に交付

輸入確認書に記載される有効期限内に経済産業省へ申請すること

使用  
原料  
確認  
票

水産庁で確認の上、申請者に返却

## 経済産業省への申請手続き・審査

★貿易管理部農水産室に以下の書類を提出

- ・輸入割当申請書
- ・申請理由書
- ・輸入の際の船積書類(インボイス、B/L)の写し
- ・委託加工貿易契約書の写し
- ・**輸入確認書**

次回以降、同一の原料を使用した貨物の輸入申請を行う場合には、必要事項を追記し、水産庁に提出。その際**使用原料確認票に係る添付書類(\*)**の提出は必要なし

輸入割当証明書の交付